第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 1　［略］ 2　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。 3　地域経済の健全な発展 国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等を促進するものとする。 4～8　［略］	第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 1　［略］ 2　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。 ［新設］ 3～7　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○財務省・農林水産省告示第九号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前	改正後
（主務大臣が指定する資金） **第一条**　農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一　法第二条第一項第一号に掲げる者にあっては、次に掲げる資金 イ～ハ　（略） ニ　農業経営の維持継続に必要な資金であって次に掲げる要件の全てに該当するもの (1)・(2)　（略）	（主務大臣が指定する資金） **第一条**　農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。 一　法第二条第一項第一号に掲げる者にあっては、次に掲げる資金 イ～ハ　（略） ニ　農業経営の維持継続に必要な資金であって次に掲げる要件の全てに該当するもの (1)・(2)　（略）

(3)　次のいずれかに該当するものであること。 (イ)　（略） (ロ)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に従って行われる特別事業再編のための措置に必要な資金又は同法第五十三条第一項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金 ホ・ヘ　（略） 二・三　（略）	(3)　次のいずれかに該当するものであること。 (イ)　（略） (ロ)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従って行われる特定事業再編のための措置に必要な資金又は同法第五十五条第一項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金 ホ・ヘ　（略） 二・三　（略）